

# 仕様書

## 1 件名

郵便局でのポスター掲出の委託

(Commissioned work for posting the poster at the post offices)

## 2 概要

郵便貯金の預金者等及び簡易生命保険の契約者等に対して、郵便貯金の権利消滅制度の周知及び簡易生命保険に係る保険金等の早期受取りの訴求をすることにより、預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻し等及び簡易生命保険に係る保険金等の早期受取りを促進するため、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下「機構」という。）が実施する周知・広報施策として、全ての郵便局（ポスター掲出が可能な郵便局（簡易郵便局を含む。）。以下同じ。）にポスターを掲出する。

## 3 契約期間

契約締結日から令和7年1月31日（金）まで

## 4 委託内容

受託者は、本件業務の契約締結後、速やかにＪＰコミュニケーションズ株式会社（以下「ＪＰＣ」という。）又はその指定代理店と、全ての郵便局にポスターを掲出するための契約を締結すること。

なお、ポスター掲出が可能な簡易郵便局については、機構貯金部財務課（以下「主管担当」という。）からリストを交付する。

### (1) ポスター掲出の申込み

受託者は、次のとおり郵便局でのポスター掲出についてＪＰＣ又はその指定代理店に申込みを行うこと。

#### ア 実施局数及び実施枚数等

区分	局区分 <sup>※1</sup>	実施局数 (予定) <sup>※2</sup>	実施枚数 (予定) <sup>※2</sup>	区分別総数 (予定) <sup>※2</sup>
特設ラック <sup>※3 ※4</sup>	ＳＳ局 (東京中央)	1局	2ラック各3枚	6枚
専用ボード	ＳＳ局	21局 <sup>※5</sup>	各局1枚	11,799枚
	Ｓ局	455局		
	Ａ局/Ｂ局	11,323局		
空きスペース	ＳＳ局 (東京中央)	0局	各局1枚	11,146枚
	ＳＳ局	17局		
	Ｓ局	477局 <sup>※6</sup>		
	Ａ局/Ｂ局	7,979局		
	簡易郵便局	2,673局		

※1 局区分の内容は次のとおり。

局区分	内容
SS局	特に大規模な郵便局
S局	比較的大規模な郵便局
A局	比較的中規模な郵便局
B局	比較的小規模な郵便局

※2 実施局数等は変動する可能性がある。

※3 特設ラックのパンフレット類入れには、主管担当が準備する郵便貯金周知用チラシ 200 枚（予定）を設置すること。

※4 空き枠がない等の事由により特設ラックにポスター掲出ができない場合は、速やかに主管担当に連絡し、主管担当の指示により対応すること。

※5 実際の局数は 19 局。うち 2 局が 2 枚掲出予定のため当該記載としている。

※6 実際の局数は 466 局。うち 11 局が 2 枚掲出予定のため当該記載としている。

#### イ ポスター掲出期間

原則として、令和 6 年 9 月 2 日（月）（予定）から 12 週間とする（特殊ラックは 8 週間とする）。ただし、同日からポスター掲出ができない郵便局がある場合は、速やかに主管担当に連絡し、主管担当の指示により対応すること。

#### ウ 掲出ポスターの種類

掲出するポスターは 2 種類（郵便貯金・簡易生命保険周知用ポスター及び郵便貯金周知用ポスター）とし、主管担当が交付する郵便局別掲出ポスター種類リストのとおり各郵便局に掲出すること。

(2) 受託者は、前記(1)に附帯する業務を行うこと。

#### 5 本件業務に関する J P C の問合せ先

J P コミュニケーションズ株式会社 営業部

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-2-4 京阪大手町ビル 3 階（TEL 03-6837-7307）

#### 6 再委託の制限

受託者は、J P C 又はその指定代理店とのポスター掲出の契約を除き、業務の全部又は一部を第三者（受託者の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託してはならない。

#### 7 その他

(1) 天災による一時閉鎖等のやむを得ない事由により前記 4 (1) のポスター掲出期間内に掲出ができない郵便局が発生した場合、当該郵便局分の掲出費用は、掲出期間に応じて日割りで支払うこととする。

(2) 本件業務に係る詳細については、この仕様書によるほか、主管担当（TEL 03-5472-7105）の指示によるものとする。

(3) 受託者は、前記 4 (1) のポスター掲出期間終了後、速やかに広告提出証明（最終的に掲出が完了した郵便局のリストを含む。）を添付した履行完了届兼検査調書及び請求書を主管担当に提出すること。